

# 弁護士の費用

## 田中立法律事務所

〒160-0004

東京都新宿区四谷1-10 第2上野ビル3F

TEL 03-5363-7317 FAX 03-5363-7318

HomePage <http://ritsu.jp/practice/>



この冊子は、当事務所の弁護士に対して事件処理等をご依頼された場合にお支払いいただく弁護士費用等をご説明したものです。ご依頼の際のご参考にしていただければ幸いです。

### ◇◇◇◇◇ 弁護士費用の決め方 ◇◇◇◇◇



#### ○ 費用の種類

弁護士に事件処理や法律事務を依頼する場合、弁護士報酬が必要です。弁護士報酬には法律相談料、書面による鑑定料、着手金、報酬金、手数料、顧問料及び日当があります。また時間制で決めることもできます。その他処理に要する実費がかかります。

なお、弁護士の報酬には消費税がかかりますので、消費税を付加してお支払いいただくこととなりますが、実費のお支払いには消費税を付加する必要はありません。

#### ○ 委任契約書・報酬説明書

弁護士は、依頼を受任する場合には、原則として、委任契約書を作成します。また、弁護士報酬については、受任にあたり予め十分に説明し、申し出があれば弁護士報酬説明書を交付します。

#### ○ 法律相談料



##### ● 市民法律相談

個人の事業に関しない市民法律相談（個人から受ける一般民事に関する法律相談）の相談料は、30分ごとに5000円以上1万円以下です。

##### ● 事業に関する法律相談

個人の事業に関する法律相談及び法人の法律相談の相談料は、30分ごとに1万

円以上2万5000円以下です。

- 具体的な30分の相談料の金額は、相談事項の複雑さ・特殊性に応じて、また調査・検討に要する時間等諸事情も考慮して、設定します。

#### ○ 書面による鑑定料

法律問題について書面による鑑定を依頼する場合の書面による鑑定料は、特に複雑又は特殊な事情がないときは、20万円以上30万円以下です。特に複雑又は特殊な事情があるときは、30万円を超える金額を、弁護士と協議のうえ決めることになります。



#### ○ 着手金・報酬金

事件処理に対する弁護士報酬は、原則として着手金及び報酬金です。

着手金は事件の結果のいかに拘らず事件を弁護士に依頼するときに支払うものです。報酬金は依頼した事件が成功した場合、依頼者の受けた利益の程度に応じて支払うものです。民事事件の着手金と報酬金の額の割合は、原則として着手金1に対し報酬金2です。

民事事件の上訴審を同じ弁護士に引続いて依頼する場合、原則として着手金は審級の都度、報酬金は最終審が解決したときに支払うことになります。

#### ○ 手数料

一定の裁判上、裁判外の事件の弁護士報酬は手数料によります。裁判上の手数料としては簡易な家事審判等があります。裁判外の手数料としては事実関係を含む法律関係調査、契約書作成、遺言書作成等があります。

#### ○ 顧問料

いつでも相談できる弁護士がいれば安心です。顧問契約をしておけば、弁護士は、一般的な法律相談を顧問業務として気軽に応じます。依頼する場合の費用も初対面の弁護士に依頼するより割安です。会社の顧問料は月額5万円以上、個人等の非事業者は月額5000円以上です。



#### ○ 日当

事件を処理するにあたって出張する場合、着手金、報酬金、手数料の他に日当が必要です。日当の額は移動の時間により半日（往復2時間を超え4時間まで）3万円以上5万円以下、1日（往復4時間を超える場合）5万円以上10万円以下です。

#### ○ 時間制

顧問料を除く弁護士報酬については時間制で定めることができます。時間制の弁護士報酬は、1時間2万円以上で、弁護士と協議して決めた額に事件処理に必要な時間を乗じた額です。

#### ○ 実費

事件処理に必要な費用を実費といいます。実費には、収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通通信費、宿泊料、保管金、供託金等があります。実費は予め概算で支払うか、必要な都度支払うことになります。



## 民事事件の費用

民事事件の着手金・報酬金は、原則として事件処理によって、依頼者が受ける経済的利益の額を基準とし、事件の種別ごとにその一定割合で算定されます。



### ○ 経済的利益

経済的利益とは、200万円の貸金及び利息、損害金という金銭請求であれば、元金と利息、損害金の合計額、土地の所有権の争いの場合には土地の時価というように、事件の対象によって定まっています。認知事件等、経済的利益という観点では算定できないものがありますが、このような場合は原則として経済的利益の額を800万円としています。



経済的利益は、着手金・手数料の場合、弁護士に処理を依頼した事件の対象によって算定し、報酬金の場合、経済的利益は事件処理によって確保した利益によって算定します。例えば、200万円の貸金及び利息、損害金50万円の訴訟を依頼し、元金・利息損害金併せて125万円の支払を命ずる判決が確定した場合、着手金は250万円を基準に計算し、報酬金は125万円を基準に計算することになります。

### ○ 経済的利益は実質額を基準とする

経済的利益を見かけの数字で算定することが適当でない場合は、増額若しくは減額して実質的金額により計算します。増額する場合としては、例えば、道路に接していないため建築基準法上建物が建てられないとされている330平方メートルの土地の所有者が、その土地に隣接し道路と接する側の所有権の帰属に争いのある33平方メートルの土地の所有権が認められることにより、その土地も道路に接することとなり、住宅地としての評価を受けられるようになる場合、係争地である33平方メートルの土地ばかりでなくこれに隣接する330平方メートルの土地が住宅地としての評価を受けられることになる利益を加算する等が典型例です。



その他に、テストケースとして他の同種のケースが解決できることになる場合、それらの利益を考慮して増額すること等があります。

逆に減額する場合としては、過大な慰謝料の請求訴訟の被告の場合に、通常支払を命ぜられる可能性のある金額に減額することなどがあります。

### ○ 事件の種別

事件の種別とは、訴訟事件、家事審判事件、行政訴訟事件、仲裁事件、あっせん・仲裁センター事件、手形訴訟事件、調停事件、示談折衝事件、即決和解事件、保全事件、督促手続事件、民事執行事件、倒産事件、任意整理事件、行政上の不服申立事件等のことを指します。



## 弁護士の費用

○ **着手金・報酬金の計算方法**

民事事件の着手金・報酬金は原則として次の通りです。

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下	8% (最低10万円)	16%
300万円超 3,000万円以下	5% + 9万円	10% + 18万円
3,000万円超 3億円以下	3% + 69万円	6% + 138万円
3億円超	2% + 369万円	4% + 738万円

手形・小切手訴訟の着手金・報酬金は何れも上記の半額です。

この基準額は、事件内容等により30%の範囲で増減し、また調停事件（仲裁センター事件を含む）については、諸事情により3分の2に減額することもあります。

慰謝料，財産分与等の請求を伴わない離婚事件，境界に関する紛争事件，借地非訟事件については，特則があるので，それぞれ具体的説明の個所をご覧ください。

○ **手数料**

民事事件でも，簡易な家事審判，証拠保全，即決和解，公示催告，倒産事件の債権届出等は，着手金・報酬金ではなく手数料制です。

また裁判外の事件では，法律関係の調査，契約書作成，内容証明郵便作成，遺言書作成，遺言執行，会社設立，株主総会指導，現物出資等の証明，簡易な自賠責請求については手数料制が取られています。

手数料の内容については，末尾の報酬基準表をご覧ください。

**刑事事件の費用**



○ **着手金**

- 起訴前起訴後の事案簡明な事件  
20万円以上50万円以下

事案簡明な事件とは，特段の事件の複雑さ，困難さ又は繁雑さが予想されず，委任した刑事事件の事務処理に特段の労力又は時間を要しないと見込まれる事件であって，起訴前については事実関係に争いのない情状事件，起訴後については公判最終までの公判開廷数が2ないし3回程度と見込まれる情状事件（上告審を除く），上告審については事実関係に争いのない情状事件をいいます。これに対し，無罪を争うような事件や，事実関係が複雑で長期の審理が予想されるような事件は次のその他の事件に当たります。

- その他の起訴前起訴後の事件，再審事件，再審請求事件  
最低額50万円以上で協議して決定する金額

○ **報酬金**

- 事案簡明な事件

事案簡明な事件とは、着手金のところで説明した事案簡明な事件と見込まれ、かつ結果において予想された委任事務処理量で結論を得た事件をいいます。

- a) 起訴前 不起訴 20万円以上50万円以下  
求略式命令 前段の額を超えない金額
  - b) 起訴後 刑の執行猶予 20万円以上50万円以下  
刑の軽減 前段の額を超えない金額
- 上記以外の事件(含再審)

次の金額を最低額として協議決定した金額になります。

- a) 起訴前 不起訴 50万円以上  
求略式命令 50万円以上
- b) 起訴後 無罪 50万円以上  
刑の執行猶予 50万円以上  
検察官上訴棄却 50万円以上  
求刑の軽減 軽減の程度による相当額
- c) 再審請求事件 50万円以上



○ **保釈**

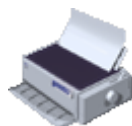
起訴された後に、保釈を申請するに当っては、着手金とは別に、保釈申請の弁護士報酬が必要となります。その額は、弁護士と協議して定めます。

なお、保釈については、裁判所に保釈保証金を納める必要があります。

○ **告訴・告発など**

1件について10万円以上で協議して決定した金額です。報酬は協議によって支払うことがあります。

**少年事件の費用**



○ **着手金**

少年事件の内容

- a) 家裁送致前及び送致後 20万円以上50万円以下
- b) 抗告, 再抗告及び保護処分取消 20万円以上50万円以下

○ **報酬金**

少年事件の結果

- a) 非行事実なしに基づく  
審判不開始又は不処分 20万円以上を最低額として  
協議して決定した金額
- b) その他 20万円以上50万円以下

○ 上記の着手金・報酬金は、家裁送致前の受任か否か、非行事実の争いの有無、少年の環境調整に要する手数の繁簡、身柄付の観護措置の有無、試験観察の有無等を考慮し、事件の重大性などにより、適正妥当な範囲内で増減額します。なお、刑事処分相当として家裁から検察官に送致された場合、通常刑事事件として、別途着手金が必要になり、結果に応じて報酬金も必要になります。



## ◇◇◇◇◇ Q&A こんなときの弁護士費用は？ ◇◇◇◇◇

上記の「弁護士費用の決め方」を具体的な事例にあてはめ、着手金を中心に、その標準額を計算してみました。



### 契約書の作成

**Q** 知人に300万円の借入を申し込まれ応ずることとしました。市販の契約書を利用しようかと考えているのですが、このような場合、弁護士に依頼するとどれ位の費用がかかりますか。

**A** 契約書の作成手数料は、次の3種類に分かれています。

1 定型的な契約書

あなたの場合は定型的な契約書と思われます。この場合の手数料の標準額は次の通りです。

1000万円未満	10万円
1000万円以上1億円未満	20万円
1億円以上	30万円

従って、あなたの契約書作成の手数料は10万円です。

2 非定型的な契約書

市販の契約書を利用するのではなく、一つ一つの契約条項を検討しながら作成するような場合の手数料の標準額は次の額となります。

経済的利益の額

300万円以下	10万円
300万円を超え3000万円以下	1% + 7万円
3000万円を超え3億円以下	0.3% + 28万円
3億円超	0.1% + 88万円

3 特に複雑又は特殊な事情がある場合

国際的な契約等に例が多いと思われませんが、契約書の作成手数料は、弁護士と協議して決める額となります。



### 貸金の回収

**Q** 私は商売仲間に300万円を貸しましたが、借主は期限が来ても返してくれません。

**A** この種の事件では、弁護士が受ける報酬は、次のようなものが考えられます。ただし、③の費用は①の費用と合わせてまとめて取り決めることが多いでしょう。

① 訴訟の着手金

請求額300万円が経済的利益ですから、着手金の標準額は24万円です。

② 報酬金

例えば、200万円を回収できれば、200万円が経済的利益ですから報酬金の標準額は32万円です。この報酬金については、通常、勝訴判決が確定した時点で、判決の認容額を基準にして計算します。

③ 仮差押の着手金

①の訴訟の着手金の2分の1の金額12万円です。

④ 強制執行の着手金

なお、300万円の認容判決確定後に強制執行が必要なときには、①の訴訟の着手金の3分の1の金額、8万円です。



## 保証人の場合

**Q** 一度も会ったことのない人から、600万円を支払えとの請求書がきました。問い合わせてみると、私が息子の借金の保証人になっているのです。保証人になった覚えなどまったくないので、そのままほっておいたところ、裁判所から訴状が送られてきました。

**A** 訴状にどんないいかげんなことが書かれていたとしても、呼出状に記載されている日時に欠席してはいけません。欠席すれば欠席裁判となり相手方の主張が全部通ってしまいます。

この訴訟を弁護士に依頼すると、相手方の請求額600万円が経済的利益となりますので、着手金の標準額は39万円です。

もし、訴訟が200万円を支払うことで終了したならば、400万円の減額に成功したことになり、400万円があなたの受けた経済的利益となります。この場合の報酬金の標準額は58万円です。



## サラ金・クレジット問題

**Q** 生活のためつい手を出したサラ金やクレジットの借金が莫大になり、とても払いきれません。

**A** 処理の方法としては、任意整理と破産手続があります。着手金は、資産、負債額、債権者の人数など、事件の規模に応じて決めますが、あなたのような個人の非事業者の

場合、任意整理も自己破産も、20万円が最低額です。

なお、個人の自己破産申立の場合、裁判所に対し、手続費用（手数料・郵送料など）5000円程度と予納金（破産事件の処理に要する費用）の納付が必要です。この予納金は、弁護士が申立代理人となる場合には、破産管財人が付く管財事件であれば官報公告費用1万7000円程度と管財人への引継予納金20万円程度が必要となり、また破産管財人が付かない同時廃止事件であれば官報公告費用1万5000円程度が必要となります。



## 交通事故

**Q** 私は半年前に交通事故にあい、足に後遺症を残しました。自賠責保険（強制保険）は貰いましたが、これだけでは納得がいきません。私は夫と数年前に離別して、幼稚園にいく子供をかかえ、生活が大変なのですが。

**A** 弁護士に補償交渉を依頼するには着手金が必要です。その額は、加害者にいくらの賠償金を請求するかによって異なってきます。

仮に、1000万円を請求できるとすると、経済的利益は1000万円となって、訴訟事件の場合の着手金の標準額は59万円です。ただし、あなたの場合は、訴訟の依頼ではなく示談交渉なので、事情によっては、この金額を3分の2に減額（40万円）することもあります。さらに、生活の苦しい場合は、着手金を減額し、その代わりに報酬金を多く支払うという約束をすることもできます。

なお、損害賠償請求権の存否やその金額に争いが無い簡易な自賠責保険の請求の場合の手数料は、給付金額が150万円以下の場合は3万円、給付金額が150万円を超える場合は給付金額の2%となっています。



## 土地の明渡あるいは建物の明渡

**Q** さら地なら坪100万円くらいする都内の下町に50坪の土地を所有していますが、父親の代から人に貸しています。借地人は家を建てて住んでいるのですが、建物はすっかり古くなり倒壊の危険があります。

賃貸期限も来るので土地を明渡して欲しいのですが、借地人は絶対に明渡さないと断っています。訴訟をしても明渡を求めたいと思っています。

また、建物を貸しているという場合はどうなるのでしょうか。

**A** 土地の明渡訴訟の着手金の標準額は、賃貸の対象となっている土地の時価の2分の1の額を基準として決めます。ただし、借地権の価額がこの標準額を超える時は、借地権の価額に基づき計算します。都内の下町の借地権の価額は、土地の時価の7割で

ある3500万円が経済的利益となり、着手金の標準額は174万円となります。

また、建物の明渡訴訟の着手金の標準額は、建物の時価の2分の1の額に、その敷地の権利の価額の3分の1を加算した額を基準にします。建物の価額を1000万円とすると、 $(1000万円 \times 1/2) + (5000万円 \times 1/3)$ の2166万円が経済的利益となりますので、着手金の標準額は、117万3000円となります。

訴訟の前に土地や建物の占有や所有名義が変更されないように占有移転禁止や処分禁止の仮処分を申し立てる場合の着手金は、これらの金額の2分の1の金額です。



## 賃料増額

**Q** 持家を2年間単位で、月5万円で貸し、今年の8月で丸10年になります。この際、9月から家賃を月8万円に値上げしようと思いましたが、借主は冗談ではないと言って、応じてくれません。

**A** 賃料の増額を請求するにはまず調停を申し立てる必要があります。調停の場合の弁護士の着手金の標準額は、増額分の7年分の額を経済的利益と見て、これを基準にして決めます。あなたの場合は、増額分3万円で、その7年分は252万円ですから、着手金の標準額は20万1600円です。調停が成立した後に支払う報酬金は、決まった値上げ額によりますが、仮に7万円になったとすれば、値上げ額2万円の7年分、すなわち168万円を基準とします。従って報酬金の標準額は26万8800円となります。ただし調停の場合は、事情によりこの3分の2に減額することもあります。

調停でまとまらなかったときは、訴訟を起こすこととなります。引続き同じ弁護士に依頼する場合の訴訟事件の着手金の額は、調停の場合と同じ考え方で決めます。ただし、着手金及び報酬金の額は2分の1となります。



## 借地非訟

**Q** 私たち兄弟3人は、父親から共同で借地上の建物を相続しましたが、管理が大変なので、この際借地上の建物を借地権と一緒に第三者に譲渡したいと考えていますが、地主がなかなか譲渡を承諾してくれません。地主の承諾を得るにはどうすればいいのでしょうか。ちなみに借地権の時価は約7000万円です。

**A** 借地上の建物を第三者に譲渡する場合は、借地権の譲渡を伴いますので、原則として地主の承諾が必要です。地主が承諾してくれないときは、弁護士に地主との交渉を依頼するか、裁判所に地主を相手方として譲渡の承諾を求める調停を申し立てるか、あるいは、借地借家法上の地主の承諾に代わる譲渡の許可を求める借地非訟の申立て

をすることになります。この場合の弁護士費用は、どのような手続きをするかによって変わってきます。

① 地主の承諾に代わる許可の裁判（借地非訟）を申し立てる場合

着手金は、借地権の額が5000万円以下の場合には30万円以上50万円以下ですが、5000万円を超える場合は、右の額に5000万円を超える部分の0.5%を加算した額が標準額になります。従って、借地権の時価が7000万円の場合は、2000万円の0.5%である10万円を加算した金額となり、標準額は40万円以上60万円以下となります。

地主の承諾に代わる許可の裁判がなされたときの報酬金の標準額は、借地権の額の2分1を経済的利益として、通常の民事事件の場合と同額となります。従って、 $3500万円 \times 6\% + 138万円 = 348万円$ ということになります。ただし、この金額は事案の複雑さや事件処理に要する手数の度合いによって、増減額することができます。

なお、地主の介入権が認められて、地主が買い取ることになったときは、その代金額の2分の1の額を経済的利益の額として算定することになります。

② 調停を申し立てる場合等

裁判所に地主を相手方として調停を申し立てる場合や、弁護士会のあっせん・仲裁センターに申し立てる場合、あるいは地主との裁判外での示談交渉を依頼する場合は、事件の内容によって①の金額の3分の2に減額することがあります。



## 境界紛争

**Q** 最近、隣地の所有者が、庭の一部をつぶしてアパートを建てることになり、土地を改めて測量したら、私の家の塀が隣の家庭に50センチ程はみ出していると言いました。隣地との境界線の長さは約15メートルあり、5年前に隣の土地との境界線の内側に私の費用でブロック塀を建てました。私としては隣の所有者の言い分を認める訳にはいきません。

**A** 隣接地との境界紛争は、そのままにしておく隣人同士の感情的な対立となって深刻化しやすい問題です。できるだけ早いうちに解決した方がいいでしょう。

境界に関する争いを解決するには、民事調停や係争部分の所有権確認訴訟、境界確定訴訟等の手続きがあります。

これらのうち境界に関する訴訟手続（境界に関する境界確定訴訟、境界確定を含む所有権に関する訴訟その他境界に関する訴訟）を弁護士に依頼するときの着手金及び報酬金の標準額は、40万円以上60万円以下です。ただし、係争部分の土地の時価を基準として末尾の報酬基準表によって算定した金額がこの金額以上になるときは、係争部分の土地の時価によって算定した金額になります。

例えば、ご質問の場合、係争部分の土地の面積が11.25㎡なので、①土地の時価が100万円/㎡だとすると、係争部分の土地の時価は1125万円、表にあてはめると、着手金は65万2500円、報酬金は130万5000円になります。また、②土地の時価が50万円/㎡だとすると、係争部分の土地の時価は562万5000円、報酬基準にあてはめると、着手金は37万1250円、報酬金は74万2500円になります。従って、②の場合の着手金は、前記の40万円以上60万円以下の標準額によることになります。

なお、訴訟手続ではなく、境界に関する調停の申立て、弁護士会のあっせん・仲裁の申立て、裁判外の示談交渉については、事件の内容によって上記の金額の3分の2に減額することもあります。



## 離婚

**Q** 私の夫は、ギャンブルに狂い、生活費を入れてくれません。愛想もつき、離婚したいのですが、夫が同意してくれないので困っています。

**A** このような場合は、家庭裁判所に夫婦関係調整（離婚）の調停を申立てます。

調停で解決のつかない場合は、家庭裁判所に離婚訴訟を起こすこととなります。離婚だけを請求する調停の申立てを弁護士に依頼する場合の着手金の標準額は、30万円から50万円の範囲内の金額となります。そして調停が成立した場合の報酬金の標準額は着手金と同様に30万円から50万円の範囲内の金額となります。

調停が不調となり、離婚訴訟を提起することとなったときは、訴訟事件としての着手金を改めて支払わなければなりません。しかし同じ弁護士に依頼する場合は、前記の着手金の額の2分の1となります。

ただし、離婚事件は必ず調停を経なければならないので、調停での解決を期待できない場合でも、形式的に調停を申し立てることがあります。このようなときは、最初から訴訟事件として依頼したものと考えられますので、当初から離婚訴訟事件として依頼することもあるでしょう。その場合の着手金の標準額は40万円から60万円の範囲内の金額となります。

また、離婚の請求には、通常、財産分与や慰謝料などの請求を伴います。従って、着手金・報酬金の計算の基準となる「経済的利益」は、財産分与や慰謝料などの請求額若しくは認容額を基準として算定した金額を、離婚だけを請求する場合の金額に加算した合計額となります。末尾の報酬基準表にあてはめて計算して下さい。

例えば、財産分与として1000万円、慰謝料として500万円を請求する場合、経済的利益は1500万円となりますので、着手金の標準額84万円が加算されることとなります。そしてその請求が全額認容された場合は報酬金の標準額168万円が加算されることとなります。

しかし、このように算出された弁護士報酬は、経済的事情など諸事情によ



り減額することもありますので、弁護士に相談して下さい。

## 認 知

**Q** 私は、3年前から付き合いしている女性から、その女性が半年前に生んだ男の子の認知を請求されて困っています。その女性は認知請求の裁判を起すと言っています。私としては身に覚えがないので、裁判で争ってでも認めたくないのですが。

**A** 認知の裁判を起こされた場合は、あなたも被告として受けて立たざるを得ません。ご自分で裁判を続けることもできますが、やはり弁護士に依頼した方があなたの主張を裁判所に認めて貰える可能性が大きくなりますので、弁護士に依頼することをおすすめします。

弁護士を依頼する場合、認知請求の経済的利益の額を算定することは不可能ですから、算定不能の場合にあたります。このような場合、経済的利益の額を800万円とみなしています。従って、報酬基準によって、着手金の標準額は49万円になります。もし、あなたの主張が認められて勝訴し、認知請求が認められなかった場合は報酬金として98万円（標準額）を支払っていただくことになります。ただし、この着手金と報酬金の額は、事件等の難易、軽重、手数の繁簡及び依頼者の受ける利益等を考慮して適正妥当な範囲内で増減額することもあります。



## 養育費

**Q** 私は夫と別れました。現在13歳と15歳の子供は私が引き取りましたが、夫は1人分5万円と約束した養育費を送ってきません。手紙を出してもなしのつぶてです。

**A** 子供の養育費をいつまで請求できるかという問題はありませんが、20歳になるまでとして、あなたのお子さんは、一人は7年間、もう一人は5年間の請求ができることとなります。月々いくらというような債権の請求に関する弁護士の着手金は、債権総額の10分の7の額を基準として決めます。従って、一人については月5万円の7年分で420万円、もう一人については月5万円の5年分で300万円、この合計720万円の10分の7の504万円が経済的利益となり、その標準額は34万2000円となります。また、報酬金の標準額は、この条件で相手方と合意が成立した場合は、68万4000円となります。

なお、弁護士は、あなたは生活が大変な場合など、諸事情によっては、標準額から30%の減額をしたり、示談折衝、調停の場合は3分の2まで減額



したりすることもありますし、また着手金を抑えて報酬金決定の際、調整するという方法などの相談にも応じます。

## 子供の姓

**Q** 離婚し子供を引き取りましたが、子供の姓が自分の姓と違って、大変不便です。

**A** 家庭裁判所に対し、子の氏（姓）の変更許可を求める手続が必要です。これは甲類に属する家事審判事件で、簡単に処理できるものですから、弁護士報酬は簡易な家事審判事件として10万円以上20万円以下の手数料となります。



## 遺言

**Q** 私も年をとり、周囲に財産争いなどを耳にするにつけ、妻子のため、遺言をしておきたいのですが。

**A** 遺言を作る人は増えていますが、しかし、効力や内容の解釈に問題を生じることも稀ではありません。しっかりした遺言書を作り、それを実行する遺言執行者を選んでおくことが大切です。ごく単純で簡単な内容の定型的な遺言書を作成する場合の手数料は、1件につき10万円以上20万円以下です。

非定型的な遺言書の作成手数料は、遺言の対象である財産の価格を基準として次の通り計算します。

300万円以下の場合	20万円
300万円を超え3000万円以下の場合	1% + 17万円
3000万円を超え3億円以下の場合	0.3% + 138万円
3億円を超える場合	0.1% + 198万円

非定型的な遺言で、特に複雑又は特別な事情がある場合は、弁護士と協議して、定めた額が手数料となります。公正証書にするときは、この金額に3万円を加算します。

遺言執行者の手数料は、基本的な遺言執行については、遺言執行の対象である財産の価額が3000万円以下の部分が2%、それを超えて3億円までの部分は1%となるなど、額が多いほど逡減していきます。その率は次の通りです。

300万円以下の場合	30万円
300万円を超え3000万円以下の場合	2% + 24万円
3000万円を超え3億円以下の場合	1% + 54万円
3億円を超える場合	0.5% + 204万円

手数料の最低は30万円です。

従って、遺言の対象とされた遺産が7000万円とすれば、300万円以下の部分

について30万円、300万円を超え300万円以下の部分について2%の54万円、残りの4000万円の部分について1%の40万円となりますので、合計124万円が遺言執行者の手数料となります。

特に複雑又は特殊な事情がある場合は弁護士と協議して定めた額となります。又、遺言執行に裁判手続きが必要な場合は、遺言執行手数料とは別に、裁判手続きに必要な弁護士報酬の支払いが必要です。



## 遺産分割

**Q** 父が亡くなり、遺産分割の協議をしていますが、話がまとまりません。父の残した財産は、全部で1億8000万円位で、相続人は、私と弟の2人です。

**A** 相続人の間で話がまとまらず、弁護士に交渉を依頼する場合は多くは分割の対象となる財産の範囲や相続分や各相続人の取得割合について争いがあります。このような争いのある遺産分割の場合の弁護士費用は、あなたが主張する相続分の時価相当額の金額を基準として経済的利益の額を算定します。

例えば、取得割合に争いがあるケースとしては、あなたの弟が、父親の家業を継いでいて父親の財産の維持または増加について特別に寄与したとして、寄与分が最低5割はあると主張しているとか、あなたが父親の生前に弟と違って、多額の贈与を受けていて特別受益が相当程度あるというような場合が考えられます。

例えば、弟が寄与分は5割あると主張し、あなたが弟の寄与分を認めず2分の1の9000万円の取得割合を主張するとすれば、弟が寄与分を主張している1億8000万円の遺産の5割、9000万円の2分の1（あなたの相続分）4500万円については争いがあり、その額を経済的利益とします。寄与分を控除した9000万円の2分の1（あなたの相続分）4500万円については争いがないので3分の1の1500万円を経済的利益とします。そこで全体の経済的利益は6000万円となります。示談交渉や家庭裁判所の調停、若しくは弁護士会のあっせん・仲裁等で遺産分割協議がととのい、あなたが6000万円の財産を手に入れたとすると、示談交渉事件及び調停事件の着手金と報酬金を支払うことになります。

その場合の着手金の標準額は前途のとおり9000万円ではなく6000万円を基準として、末尾の報酬基準表により算定された金額249万円となります。報酬金の基準となる経済的利益の額は、争いのなかった4500万円の部分は3分の1の1500万円に評価し、争いのあった4500万円を超える1500万円についてはそのまま評価しますので合計で3000万円となります。

そこで報酬金の標準額は3000万円を基準として早見表により算定した金額318万円となります。もっとも、この場合は、示談交渉事件あるいは調停事件ですから、着手金も報酬金も右の金額の3分の2にまで減額することもあります。

示談交渉や調停で話がかからない場合は、引続き家庭裁判所に遺産分割の審判の申立てや地方裁判所に遺産の範囲の確認請求等の訴訟を提起することになりますが、この場合の着手金は右の金額の2分の1となります。

ただし、はじめの交渉を依頼するときに、もし交渉で解決しないときに備えて引続き調停や審判等も含めて依頼していれば、着手金は最初の時にそれらを含めた適正な金額を弁護士と協議して支払えばすみます。初めに依頼する時に依頼の範囲をできるだけはっきりさせておくことです。

また、分割の対象となる財産の範囲や相続分について争いがない場合の遺産分割の弁護士費用は、あなたの相続分（手に入れることができる財産の時価と考えてよいでしょう）の3分の1を基準にして決めます。相続分が9000万円であれば、その3分の1の3000万円を基準としますから、着手金の標準は159万円となります。

交渉だけで遺産分割協議がととのい、あなたが4500万円の財産を手に入れたとすると、その3分の1の1500万円を基準として報酬金の標準額は168万円となります。もっとも、この場合は示談折衝事件ですから、事情によっては、着手金や報酬金を3分の2にまで減額することもあります。

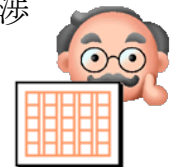


## 遺留分侵害額請求

**Q** 私の父親は時価1億円相当の全財産を後妻に相続させるという遺言書を残して亡くなりました。相続人は私と弟と後妻の3人です。前妻の長男である私としては、到底納得できません。後妻に対して遺留分を主張したいのですが。

**A** あなたは遺産に対し8分の1の遺留分を有しており、後妻に対して遺留分侵害額請求をすることができます。この場合、先ず後妻と交渉して遺留分相当額1250万円の支払いを請求して、話がかなければ家庭裁判所に調停を申立て、それでも解決しなければ地方裁判所に遺留分侵害額請求訴訟を提起することになります。

これらの一連の手続きを弁護士に依頼する場合の着手金の標準額は、対象となる遺留分の時価相当額を基準として算定します。あなたの請求する遺留分相当額は1250万円ですから、報酬基準により71万5000円となります。ただし、交渉だけで解決した場合や調停を申立てるとき、さらに訴訟を提起する場合などが考えられますが、それらの場合の算定方法は遺産分割の場合と同様です。



## 刑事事件

**Q** 今日警察から電話があり、夫が会社のお金を使い込んだということで逮捕されたことを知りました。早速、弁護士を頼みたいのですが。

**A** 警察に捕まると最高13日、場合によってはもう10日間警察や検察庁で取り調べを受けた後起訴されるかどうか決まります。この時期に弁護士に相談することがとても大切です。弁護士はすぐに立会人なしで本人と面会し、本人を励まし身のあかしをたてる証拠集めや示談に精力的にかけまわり起訴されないよう活動します。

起訴された後、引続き依頼された弁護士は、本人が無罪となり執行猶予となり、あるいは求刑された刑が少しでも軽減されるよう活動します。弁護士に依頼する時支払うお金が着手金であり、弁護活動により本人に有利な結果が出た時に支払うお金が報酬金ですが、その基準は4～5ページの通りになっています。なお、着手金・報酬金は2～3回の公判で終結されると予想される事件（事案簡明な事件）と事件の内容が複雑困難が予想される事件によって異なります。複雑困難な事件において上限がないのは、それにかかる労力・時間が予測できないので、具体的金額は弁護士とよく相談して下さい。



## 少年事件

**Q** 高校生になる私の子供が、スーパーで万引きをして警察に補導されました。本人は単純ないたずら程度の気持ちでやってしまったようですが、こんなことを起こしたのは初めてなので心配です。

**A** 少年事件は弁護士にとって重要な職務のひとつです。弁護士は捜査の当初から少年の弁護人として、不当な捜査が行われないように活動します。家庭裁判所の手続きにおいては、付添人として、家族とともに非行の原因や子供の将来のための対策を講じ、学校における停学や退学処分をくい止め、家庭裁判所における処分が必要最小限のものにとどまるよう活動します。

この場合の弁護士に支払う着手金の標準額は、家裁送致前及び送致後は20万円以上50万円以下です。弁護士の活動の結果、非行事実なしに基づく審判不開始または不処分が終わったときは20万円以上を最低額として弁護士と協議して決定した金額、また、保護観察処分にとどまったときは20万円以上50万円以下の報酬金を支払うこととなります。

少年事件については、非行事実の争いの有無、少年の環境調整に要する手数の繁簡、事件の重大性等により、適正妥当な範囲内で増減額することもありますので、弁護士とよく相談して下さい。なお、刑事処分相当として家裁から検察官に送致された場合は通常の刑事事件として別途着手金や結果に応じて報酬金が必要になります。



## ◇◇◇◇◇ 訴訟費用と裁判費用 ◇◇◇◇◇



訴訟費用には、裁判費用として、各種の申立て手数料、送達、公告の費用、証人等に支給する旅費、日当などがあります。

また別に支出するものに、訴状その他の訴訟書類の作成費用、当事者、代理人が裁判所に出頭するための旅費、日当、宿泊費などがあります。

これらの訴訟費用の金額は、民事訴訟費用等に関する法律で定められています。

ところで、訴訟を現実に遂行するためには、弁護士に依頼する必要がありますが、この弁護士に支払う報酬・経費は訴訟費用に含まれていません。したがって、判決で相手方が訴訟費用を負担することになっても、あなたが弁護士に支払う報酬等を、相手方に負担させることはできません。



ご不明な点や具体的な報酬額などについては、  
弁護士にご遠慮なくご相談ください。



### 弁護士の費用

### 田中立法律事務所

〒160-0004

東京都新宿区四谷1-10 第2上野ビル3F

TEL 03-5363-7317 FAX 03-5363-7318

HomePage <http://ritsu.jp/practice/>

